

令和2年4月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和2年4月20日開会

丸亀市農業委員会

令和2年 4月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年4月20日(月) 午前9時30分～午前11時

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 15人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 9. 久米 彰義 | 13. 村山 英臣 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 鈴木 茂昌 | 10. 岩崎 道彦 | 14. 大林 伸嘉 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 下川 洋志 | 11. 松岡 繁 | 16. 宮岡 里美 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | |

欠席委員 1人

農業委員 1人

15. 大林 孝行

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸
事務局次長 大西 良明
副主幹 造田 忠彦
主査 岩崎 正英
主任 中山 弘美
副主任 山根 大雅

その他の出席者

農林水産課 主査 栗岡 宏樹

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 農地パトロールについて

報告

1. 農地等利用最適化推進に関する意見に対する回答について
2. 定例農家相談開催結果について

土地に関する議題

- 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第24号 農用地利用集積計画の決定について
議案第25号 農地利用配分計画（案）の意見聴取について
議案第26号 許可後の事業計画変更申請について

報告

- 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

●事務局長（小西裕幸君） それでは定刻が参りましたので、ただ今から、令和2年度4月の農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、4月で人事異動がありましたので、農業委員会事務局に関して、異動のあった職員の紹介をいたします。農業委員会事務局では、長法局長が監査委員事務局に異動されまして、私、小西が局長になりました。よろしくお願いいたします。それから事務局次長には大西が新しく参りました。

●事務局次長（大西良明君） 4月からこちらに変わってきました大西と申します。よろしくお願いいたします。初めての分野で戸惑っておりますけれども、早く仕事を覚えて、貢献していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局長（小西裕幸君） 飯山市民総合センターにつきましては、西大担当長が異動になりました。本日は来ていませんが、奈良次長が農業委員会併任になりました。山根副主任につきましては、引き続き農業委員会併任であります。

●事務局長（小西裕幸君） 綾歌市民総合センターにつきましては、塊場担当長が異動になりました。新しく、造田副主幹が農業委員会併任となりました。

●副主幹（造田忠彦君） 綾歌の業務担当長をしております、造田と申します。農業についてはわからないことがたくさんありますが、よろしくお願いいたします。

●事務局長（小西裕幸君） 中山主査が退職されましたが、再任用で引き続き農業委員会業務にあたっております。なお、農業委員会事務局の近藤担当長、岩崎主査はこれまで同様、農地の権利関係の業務等に当たっております。前任者同様、農政に尽力して参りますので、今後ともご指導・ご協力をお願い申し上げます。続きまして、本日お配りしました資料の確認をいたします。①総会の次第（裏面に定例農家相談開催結果と次回日程）、②令和2年度農地等利用最適化推進に関する意見に対する回答書（市長回答）、③定例農家相談委員日程表、④農地パトロール資料（手提げ袋）、⑤パンフレット「農地を転用するときは農地法の許可が必要です」、⑥冊子「農地活用レポート」。恒例の活動記録簿の確認です。総会が終わるまでに提出してください。携帯電話は、電源を切るかマナーモードでお願いします。ただいまから、4月総会を開会いたします。会長、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） おはようございます。何かとお忙しい中、4月の総会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。ただいま新しい職員を局長より紹介していただきました。4月1日付で人事異動があ

りました。事務局長を中心に農業・農村の発展のためにご尽力をいただきたいと思います。新型コロナ・ウイルスが勢いを増しております。ウイルスがだんだんと近づいてきているように思えます。全国に緊急事態宣言が出されました。会議も極力、少なく、短くということですので、今回も農業委員だけの招集になっております。できるだけ、短時間で総会を終えたいと思います。議事進行にご協力ください。新しい委員の募集期限が今月末になっております。委員が決まっても、まだ応募用紙を出していない人もいます。4月末を過ぎないように、事務局へ提出してください。

議事を進めます。本日の出席委員は15人で、過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、12番平池委員と13番村山委員にお願いいたします。

農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 農政に関する議題としまして、1「農業振興地域整備計画について」、2「農地パトロールについて」、3「その他」となっています。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「農業振興地域整備計画の変更」について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） 農林水産課農政担当の栗岡と申します。

●農林水産課（栗岡宏樹君） 令和2年4月1日締切分の「丸亀市農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更」について説明いたします。変更等理由書総括表をご覧ください。農用地区域からの除外です。

番号4の1、飯野町東分・・・899㎡を・・・が分譲住宅として利用します。

番号4の2、柞原町・・・1,887㎡を・・・が分譲住宅として利用します。

番号4の3、原田町・・・825㎡のうち499㎡を・・・が分家住宅として利用します。

番号4の4、川西町南・・・575㎡、同所・・・1,011㎡、以上を・・・が分譲住宅として利用します。

番号4の5、郡家町・・・1,417㎡、同所・・・798㎡、同所・・・927㎡、同所・・・573㎡、同所・・・333㎡、以上を・・・が分譲住宅として利用します。

番号4の6、郡家町・・・660㎡を・・・が分譲住宅として利用します。

番号4の7、垂水町・・・624㎡を・・・が資材・車輛置場として利用します。

番号4の8、垂水町・・・149㎡を・・・が駐車場として利用します。

番号4の9、垂水町・・・986㎡のうち327㎡を・・・が分家住宅として利用します。

番号4の10、垂水町・・・471㎡、同所・・・559㎡、同所・・・490㎡、同所・・・77㎡、同所・・・636㎡、以上を・・・が分譲住宅として利用します。

番号4の11、垂水町・・・254㎡、同所・・・1,700㎡、以上を・・・が駐車場として利用します。

番号4の12、綾歌町栗熊東・・・1,128㎡、同所・・・1,262㎡、同所・・・13㎡、以上を・・・が分譲住宅として利用します。

番号4の13、綾歌町栗熊東・・・786㎡を・・・が分家住宅として利用します。

番号4の14、綾歌町栗熊西・・・502㎡、同所・・・339㎡、以上を・・・が車輛置場として利用します。

番号4の15、綾歌町富熊・・・723㎡、同所・・・1,638㎡、以上を・・・が分譲住宅として利用します。

番号4の16、綾歌町富熊・・・1,373㎡、同所・・・1,137㎡、以上を・・・が分譲住宅として利用します。

番号4の17、綾歌町富熊・・・178㎡、同所・・・130㎡、同所・・・694㎡、以上を・・・が分譲住宅として利用します。

番号4の18、飯山町下法軍寺・・・1,492㎡のうち224㎡を・・・が分家住宅として利用します。

番号4の19、飯山町真時・・・1,636㎡を・・・が駐車場として利用します。

番号4の20、飯山町東坂元・・・2,006㎡、同所・・・1,801㎡、以上を・・・が分譲住宅として利用します。

番号4の21、飯山町東坂元・・・1,812㎡を・・・が太陽光発電設備用地として利用します。

以上、自己住宅が5件、1,985㎡、分譲・賃貸住宅が28件、24,585㎡、業務用地が7件、6,867㎡、合計40件、33,437㎡です。4月分の変更区分・地域別の申出内訳を旧丸亀、綾歌、飯山ごとに表示しています。次の編入ですが、令和2年度から着工する土地改良事業、耕地条件改善事業について、当該対象となる農地のうち農用地区域外農地を順次編入していきます。調書が膨大となるため、件数・面積の報告で代えさせていただきます。飯山町で103件、52,373.86㎡です。以上です。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。農業振興地域整備計画の変更については、異議のないものいたします。

それでは議題2「農地パトロール」について、事務局から説明いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼いたします。農地パトロールについて説明いたします。夏の暑い時期に受け持ちの農地をパトロールしていただきまして、ありがとうございます。本年は7月に委員の改選があることもあり、農繁期の忙しい時期であります。本日の会で調査資料を配付させていただき、6月末を目途に、それぞれ受け持ちの農地について、耕作状況について、パトロールをしていただき、結果を報告いただく

ようお願いいたします。まず、手提げ袋の中の資料「農地パトロール（利用状況調査）実施要領」をご覧ください。1ページから2ページにかけてですが、この調査は農地全体の「利用状況調査」と、これまでの調査で、遊休農地及び遊休化のおそれがあると判断された農地や昨年度、利用意向調査を行った農地などを対象とした「荒廃農地の発生：解消状況に関する調査」を同時に行っていただきます。調査の班分けは昨年度と同じでお願いします。最後から2枚目のA3調査票をご覧ください。調査用紙、記入方法は前年と同じであります。真ん中から左に農地の地番、前年度の調査結果を載せています。区分内容のところに耕作、保全管理、再生可能というふうに簡単な、結果だけの記載にしております。真ん中あたりから右にかけて、色がついている欄に書き込みをしていただきます。橙色のついてある下の部分は調査年月日、次に耕作、管理、A分類、B分類、転用と書いている欄ですが、現在の状況として、耕作している、または草刈等の管理ができていない（草が腰丈くらいまで）場合は耕作や管理に丸を付けてください。次のA分類というのは、雑草が伸び、腰丈以上になって1年を通して草管理もできていないような状況についてはA分類。もう木が生い茂っている、竹とかそういうものが既に生い茂って、そう簡単には農地に戻せないような状況になっているもの、これについてはB分類、それと既に駐車場であるとか家が建っているような状況で農地でなくなっていると見られるものについては転用と、この5つの分類で丸を付けてください。また、その右の欄には、現況として、耕作であれば、分かれば作付けしている作物名、分からなければ野菜とか米とか、耕耘だけとか記載いただき、また、A・B分類ならば雑草1mとか雑木等、見たままを書いていただければ結構です。黄色で農地法32条第1項との欄がありますが、こちらは少し判断が難しいところもありますので、こちらについては分かれば記入いただきたいのですが、第1号というのが左の欄のA分類（雑草が伸び、腰丈以上になって、1年を通して草管理もできていない状態）、第2号というのが耕作と管理の間というような状況になるかと思いますが、作付けはしているけれども本来の適切な管理ができないために、生産性が低いという状況になっている。なかなか、その判断が難しいので、こちらについては、分かればということをお願いします。最後に、地番図とA4横のカラーでパトロール台帳の地図表示の凡例をつけておりますが、青枠が「耕作地・管理地」、緑が「再生可能な荒廃地」、赤は「再生困難な荒廃地」です。それと、利用意向調査を昨年行ったものについて、意向の確認があったものについては「意」というふうな感じで書き込みをしています。あと、非農地判断、無断転用についてこちらで確認できているものに、それぞれ書き込みをしております。それから、調査票に載ってなくて、新たに現地で見つかった荒廃農地、遊休農地については、調査票の最後に用紙を付けていますので、そちらに記載いただき、地図の方には、その土地を鉛筆で囲っていただくよう、お願いいたします。調査前に、一度、資料内容の確認をお願いいたします。それから調査をする時には、農業委員会の帽子とかベストとかを着けていただいて、農業委員が農地パトロール活動しているということを

アピールしてください。「見える化」といいますが、活動をお知らせする意味からもベストの着用、腕章をして、パトロールをしてください。傷害保険に加入しておりますので、パトロール等で何か怪我をした場合は事務局にお知らせください。また、農地パトロールの実施については、5月の市広報に掲載しております。最後に、お忙しい時期とは思いますが、6月末を目途に調査をお願いいたします。今回は、コロナ・ウイルスの関係で、推進委員を招集しておりませんが、議案送付の文章に、調査のお願いと、本日の会で農業委員に資料を持って帰っていただくと記載しております。推進委員と連絡をとって、区域の分担や説明等よろしくをお願いいたします。手提げ袋の予備を置いてありますので、必要な方はお持ちください。農地パトロールの説明については以上になります。

●会長（松岡繁君） はい、農地パトロールの説明が終わりました。この件について、ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） もう3回目ですから、昨年と変わったところはありませんね。

●事務局長（小西裕幸君） 様式も書き方も昨年と同様となりますので、よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） それではまたお帰りにになりましたら、推進委員に説明して、分担してください。帽子の着用やベストの着用についても、お伝えください。それでは特に無いようですので、調査をお願いしたいと思います。なお不明の点につきましては事務局にお問い合わせください。

その他の議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1「農地等利用最適化推進に関する意見に対する回答について」、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼いたします。「丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見の回答書」をご覧ください。また、昨年、市に提出しました意見書をお手元にお配りしていますので、参考としてご覧ください。農業や農地につきましてのご意見につきましては、昨年6月に委員の皆様へ提出いただき、要望や意見の内容により、農地の利用の集積・集約化について、遊休農地の発生防止・解消について、農業への新規参入等の促進について、その他というように4つの項目を分けて取りまとめ、新年度の予算や政策に反映いただけるよう昨年10月1日に市長、議長へ提出いたしました。この回答は、その意見書に対する回答であります。農業・農地の政策については、高齢化や担い手不足の解消、農業所得の安定など、要望や意見を提出しても、すぐに解決できない大きな問題が多く、また、国や県など多方面に関係する案件も多く、すぐに結果として反映できる回答は少ないと感じました。しかしながら、少しずつでも改善している内容もあり、

今後も継続した要望が必要であると感じました。回答書を3月31日付で市長からいただいております。それぞれの意見に対して回答をいただいておりますので、要約して読み上げます。

回答書をご覧ください。1番、担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化について。(1)です。兼業農家など小規模な家族経営農家が再生産可能となる自治体支援農政の推進を行うということで小規模農家は集落機能の維持には非常に大切な存在であります。しかしながら高齢化などが進み、農業の維持にはコストの低減・所得向上が必要ということで、小規模農家を集落営農組織に参加していただくとか機械の共同利用を推進するという事を、県単独補助事業等を活用した支援を考えているという回答であります。(2)です。農地機構の制度見直しの内容の周知や利用の推進を行うということで令和2年4月1日から、農業振興地域外の農地であってもその事業の適用を受けることができるようになったということで書かれております。これまでは極端に言いますと、国道11号の北側の用途地域の方では、なかなか農地機構の利用が難しかったのですが、それが適用を受けるようになったという内容であります。それで今後とも、農業委員会等関係機関と連携し、事業の啓発に努めてまいりますという回答でありました。(3)です。農地の進入路の拡幅や周辺道路の舗装小規模基盤整備など、補助率アップを行うということです。これに対しましては、農業環境を整えるため、国、県の制度を活用しておりますが、現在のところ申請が多く、2年から3年待ちの状況となっております。保留地区の解消後に、補助率のアップ等を考えるという回答でありました。次に2ページになります。2番、遊休農地の発生防止・解消についてです。(1)です。農地を保全し、有効活用していくために、実効性のある、「人・農地プラン」の作成を目指し、作成の目的や工程を周知することで、地域の協力のもと計画を推進する。それから(2)もよく似た内容になります。中山間地域を主に市内全域で遊休農地の増加が見られるが、今後の市内全体の農地利用の方向を考え、多くの農地が有効利用されるよう「人・農地プラン」の作成を支援する。こちらの2つの意見に対しましては、現在、委員にはご苦労いただきまして、アンケートの調査を行っていただいております。現在、だいたい6割ぐらいの返事が返ってきておりますが、こちら「人・農地プラン」の周知につきましては市のホームページで行っております。また調査結果につきましては、地図に示して農業委員、推進委員の協力のもと、計画作成を進めたいとの回答でありました。(3)です。小規模農地の利用事例の紹介を行うということで、小規模な区画の農地につきましては、有効活用するために、畦畔を除去しその農地を広く使うとか、それから市民農園としての利用が考えられますが、事例の収集・それから事例の周知に努めたいとの回答でありました。3番、農業への新規参入等の促進についてです。(1)です。新規就農者に対する農機具・施設等取得のための助成を拡充するという事につきまして、新規就農者が就農するに当たり、必要となる農業用機械それから施設等につきまして国、県において、それぞれの補助メニューがありまして、それらに市の補助金を上乗せし、負担の軽減を図って

おります。農業者の要望に合わせ、適切な補助制度の紹介に努めております。また、国、県に対して、新規就農者の初期投資の負担軽減及び早期の経営基盤の安定に繋げるため、補助率の高上げについても、今後とも要望していくという回答でありました。(2)です。定年退職者の就農支援を行うということにつきまして、定年退職者の就農につきましては、大切な担い手でありまして、関係機関と協力して技術の習得や制度の説明を支援するという回答であります。(3)です。集落営農法人設立の積極的な支援を行うということにつきましては、集落営農法人につきましては、農地の利用集積による有効利用と生産コストの削減や作業の効率化が図れるという大きな経営上の利点があります。それで地域農業経営の主役として重要な役割を担うことを期待して、丸亀市地域農業再生協議会を中心に、集落営農の法人化に向けて積極的に相談とか指導などの支援を行っていききたいという回答であります。最後に、4番、その他です。(1)です。農業は食糧生産のみならず、農村と国土を守るという観点から助成を国、県等に要請するというところで農業の維持・発展を図るためには生産基盤の充実、それから担い手の育成、確保をはじめ、ソフト面、ハード面での支援が必要不可欠で農業施策の更なる充実が図られるよう国、県に対して助成等についてさらに要望してまいりたいという回答でありました。(2)です。猟友会等有害鳥獣の捕獲・駆除事業を行う団体の育成・支援を充実するということにつきまして、現在ところ、狩猟免許の取得に係る費用を軽減するために経費を助成する制度を平成29年度に新設しております。この制度を活用いたしまして、免許取得者の増員を図り、体制の強化と後継者の育成を図ってまいりたいという回答でありました。(3)です。市民に対し、農業の大切さや必要性について、理解が進むよう啓発を行うということで近年、農機具による騒音とか、野焼き等の煙への苦情が増加しております。これは住宅地と農地の混在化が進む中で農業への理解が薄れてきているものと認識しております。しかしながら、農業といいますと食料の供給や多面的機能の発揮によりまして、人間が豊かな生活を送ることができる環境づくりに大きく貢献している、大切なものと認識しておりまして、農業生産活動に関する理解を得るために啓発活動を今後とも続けていくという回答でありました。最後に(4)です。将来の丸亀市を担う子供たちへ食農教育の推進ということです。食の安全・安心に関する意識は高くなる一方で、その食料がどのように生育されているか等への関心は低く、食物への感謝の念も薄らいでいることは否めません。そこで丸亀市では小学校を中心に、低学年につきましては生活科の授業で、高学年につきましては総合的な学習の時間をもちまして、それぞれ体験を通じた動植物の飼育・栽培を学習しております。ある小学校ではサツマイモを栽培し、調理して食べたり、高学年での米作りをしているところもありまして、田植えをして、それを収穫し、地域のご年配の方々を招待して、ともに食事をしながら、米作りの歴史や苦労について、話を聞かせていただいたりしております。このような体験活動を今後も継続して農業への理解を深めるよう食農教育を推進してまいりたいという回答となりました。回答につきましては以上となります。よろしくお願

いたします。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告につきましてご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、報告2に移ります。定例農家相談会開催結果について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。定例農家相談につきましては、3月27日、飯山市民総合センターで大林孝行委員、それから4月6日、本庁で西山委員、それから4月10日、綾歌市民総合センターで久米委員が行いましたが、相談はありませんでした。次回の農家相談です。飯山市民総合センターが4月27日月曜日、村山副会長、それから本庁が5月7日木曜日、宮武副会長、それから綾歌市民総合センターが5月11日月曜日、岩崎委員の担当で午前9時から正午までとなっています。よろしくお願ひします。当日は農家相談の手引をご持参ください。以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。お願ひします

●農業委員（大林伸嘉君） 緊急事態宣言が出ていますが、農家相談を休むわけにはいかないのでしょうか。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。大林委員からご意見がありました。コロナ・ウイルスが流行しているので、農家相談を休んではというご意見です。この農家相談につきましては、月に1回ということもあります。農家の相談を、地域別にお聞きして、できるだけ早急に解決したいということもありますので、部屋の窓を開けるとか、距離を空けるとか、マスクをつけていただくとか、そういうふうな環境については準備いたします。申し訳ないですが、農家相談を続けたいと思います。農家相談の会場につきましては、通気のいい部屋とか、距離が取れる部屋とかに変更しますので、よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） よろしくお願ひします。その他の報告はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） 以上で報告は終わりました。続いて農地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） それでは、農地に関する議案を読み上げます。「丸亀市農業委員会総会議案」をご覧ください。

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 農用地利用集積計画の決定について

議案第25号 農用地利用配分計画(案)の意見聴取について

議案第26号 許可後の事業計画変更申請について

それから報告事項といたしまして、

報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長(松岡繁君) それでは、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局長(小西裕幸君) 失礼します。議案第21号「農地法第3条第1項」の説明を行います前に結果報告をいたします。前回3月総会におきまして、保留となりました、農地法第3条第1項番号4番の・・・様相続財産管理人から・・・様へ飯野町東分の農地4筆の所有権移転の案件につきましては今月4月15日に松岡会長、宮武副会長、村山副会長、鈴木委員、三木委員それから事務局で現地の確認を行いました。現地につきましては草刈り等がされており、耕作が可能な状態に近づいておりましたが、隣接農地との境界などにおいて不明な内容が確認されましたので、その説明をしていただかなければ、審議が難しいとの結論となりました。そのことを申請者にも連絡いたしまして、調査に日数が必要であり、今月は保留ということにいたしました。以上、報告です。

●事務局次長(大西良明君) 失礼いたします。それでは事前に送付いたしました議案の1ページをお開きください。座って説明いたします。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願いたします。

議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は7件です。

1番、中津町・・・面積944.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、中津町・・・面積810.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、亡くなられた・・・様の相続財産管理人として、・・・家庭裁判所から選任された譲渡人である・・・弁護士が管理する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、綾歌町岡田東・・・面積632.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産地の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4番、綾歌町栗熊東・・・合計面積 12.75 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

5番、綾歌町富熊・・・面積 983.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産地の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で菜花を作付けする計画が提出されています。

続いて2ページをご覧ください。

6番、綾歌町富熊・・・面積 467.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

7番、綾歌町富熊・・・合計面積 2,563.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地でイチゴを作付けする計画が提出されています。

以上7件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域第2項各号の禁止要項に該当しない又は適用されない為、許可相当と考えております。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決いたします。議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」整理番号1番から7番の各案件につきまして許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にご異議も無いようですので、議案第21号「農地法第3条許可申請」7件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、3ページをお開きください。議案第22号「農地法第4条第1項

の規定による許可申請について」です。案件は4件です。

1番、中津町・・・合計面積 682.48 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に宅地拡張を図るものですが、申請地は昭和51年頃に農地を造成し、宅地の一部として利用し現在に至っており、今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、柞原町・・・面積 16.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地を転用し農地への進入路の造成整備を図るものですが、申請地は昭和40年頃に周辺農地へ進入しやすいように、農道を拡張し現在に至っており、今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

3番、綾歌町栗熊西・・・合計面積 1,164.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、飯山町下法軍寺・・・合計面積 1,681.25 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に宅地拡張を図るものですが、申請地は平成9年に農地を造成し、宅地の一部として利用し現在に至っており、今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上4件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対し、ご質問等はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決をいたします。議案第22号「農地法第4条第1項の規定に

よる許可申請について」整理番号1番から4番までの各案件を、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議ないようでありますので、本案件4件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

次に、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) それでは、4ページをお開きください。議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は13件です。

1番、中津町・・・面積362.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸事務所の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、山北町・・・合計面積2,186.02㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲8区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

3番、柞原町・・・合計面積549.61㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅の建築整備を図るものですが、申請地は令和元年の夏頃、申請地西側の土地を売却した際に一緒に造成し現在に至っております。今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

続いて5ページをお開きください。

4番、柞原町・・・合計面積・・・425.61㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、進入路の造成整備を図るものですが、申請地は令和元年の夏頃、本地西側の土地を売却した際に一緒に造成し現在に至っております。この申請は3番の申請の隣接地であり、持分の半分を申請者、残り半方を譲渡人が持つようになります。今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

5番、飯野町東分・・・面積238.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸住宅の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年2月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、飯野町西分・・・面積360.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟、車庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年2月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、垂水町・・・面積300.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページをお開きください。

8番、垂水町・・・面積379.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟、車庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年2月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、土器町西四丁目・・・面積1,032.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、土器町西七丁目・・・合計面積833.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲2区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

11番、綾歌町岡田東・・・面積541.68㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年2月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第1種農地に区分されますが、申請人が所有する農地はすべて1種農地であり、周辺農地への影響を考えると、申請地が最も影響が少なく適していると考えます。また、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、原則、第1種農地の転用は

不許可ですが、許可基準の例外に該当すると考えられます。

7ページをお開きください。

12番、飯山町下法軍寺・・・合計面積1,681.25㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟、車庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

13番、飯山町東坂元・・・合計面積539.41㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、駐車場、進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上13件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適切であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決をいたします。議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」整理番号1番から13番までの各案件を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」13件につきましては、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは8ページをお開きください。議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第24号は、8ページから48ページにかけて記載しております。貸借権、使用貸借権など従来の集積計画と配分計画です。申請件数77件、筆数169筆、面積152,130.22㎡です。「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を行うものです。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。以上、ご審議、

よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」77件につきましても、原案どおり、処理していくことにいたします。

次に、議案第25号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 49ページをお開きください

議案第25号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。この「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は、現在の借受者が耕作不能となったため、残りの期間に新たな借受者を設定するものです。このため、議案第24号の農地利用配分計画のように貸付人から農地機構を通して借受人までを一括した議案とならないので、別議案としました。議案第25号は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は49ページに記載のとおりで、農地機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。以上、ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第25号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は農業委員会として意義の無い旨、回答いたします。

続いて、議案第26号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、50ページをお開きください。

議案第26号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は2件です。

1番、川西町南・・・合計面積2,080.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和元年7月29日、分譲住宅8棟の建築整備を行う計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、近隣の診療所及び福祉施設経営者から従業員の駐車場用地として賃貸してほしいとの要望があり、貸駐車場に計画を変更したいと申請がありました。

2番、飯野町東二・・・合計面積4,436.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年4月26日、老人ホーム1棟の建築整備を行う計画で、農地法第5条の許可を受け

ておりましたが、施工業者との調整に時間を費やし、工期の延長が必要となりました。このことにより、当初平成31年4月26日から令和2年4月9日までの工期を、令和3年4月9日まで1年間延長して工事の完成を図りたいと計画変更の申請がありました。以上、ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第26号「許可後の事業計画変更申請について」整理番号1番から2番の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

それでは報告事項に入ります。報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」は一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、51ページをお開きください。

報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は4件です。

1番、津森町・・・合計面積636.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成8年12月19日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、三条町・・・面積845.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成22年9月15日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

3番、綾歌町岡田西・・・合計面積8,949.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和元年5月18日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

4番、綾歌町栗熊東・・・合計面積2,795.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和元年12月3日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて53ページをお開きください。

報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は3件です。

1番、中津町・・・面積810.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていましたが、経営規模拡大のため、離作補償を行い、合意解約する

ものです。

2番、綾歌町栗熊西・・・合計1,224.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていましたが、賃貸人が高齢のため、離作補償なく合意解約するものです。

3番、綾歌町栗熊西・・・合計面積3,035.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。以上、報告第7号から8号を報告いたしました。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、これで報告事項を終わります。

以上で、4月定例総会での議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。お疲れ様でした。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。最後に、事務局から連絡事項です。来月の定例農家相談の開催日程についてお知らせします。まず農地の転用の締切日が連休明けの5月7日木曜日になりますので、5月は11日の月曜日に現地調査を行います。関係委員には8日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。来月5月20日水曜日に通常総会といつも行っております定例総会と両方を開催いたします。そのことによりまして時間は通常より30分早めて午前9時から総会を開催いたします。場所は本館2階第3会議室、この会場で開催いたします。以上です。なお島しょ部での農地パトロールをお願いする委員さんにつきましては、このあとは説明会を行いますので残っておいてください。島しょ部の調査をお願いするのは、松岡会長、宮武副会長、村山副会長、西山委員、尾野委員、高吉委員です。

●事務局長（小西裕幸君） よろしく願いいたします以上です。お疲れ様でした。

（午前11時終了）